

2017年4月17日提出、4月25日答弁書受領
内閣参質193第81号 川田龍平参議院議員提出

三陸の海・岩手の会

< 深層防護に答えず、再処理の危険情報を非公開！ 原発より安全と報道 >

六ヶ所再処理工場におけるシビアアクシデント防止等に関する

質問主意書と答弁書及びまとめ

(質問主意書前文)

一九五七年の旧ソ連のマヤーク核兵器用再処理施設での事故は、福島原発事故と異なり、放射性物質のほとんど全てが放出され、再処理工場の事故の深刻さを示している。

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場（以下「六ヶ所再処理工場」という。）には、福島原発事故により大気に放出されたセシウム137の約三十五倍の量の高レベル放射性廃液（以下「高レベル廃液」という。）が貯蔵されており、また、燃料貯蔵プールの使用済み燃料には同約六百倍ものセシウム137が含まれており、電源喪失やパイプ破断等のシビアアクシデント（二〇一七年一月三十一日の日本原子力学会再処理・リサイクル部会核燃料サイクル施設シビアアクシデント研究ワーキンググループフェーズII報告書「再処理施設において想定される事故の影響評価手法の現状と課題」（以下「日本原子力学会報告書」という。）が定義する「設計基準事故の想定を超える条件で発生し、その判断基準を超えて大きい影響をもたらす事故」をいう。以下同じ。）があると、福島原発事故とは比較にならない大量の放射性物質が大気へ放出される危険性がある。

六ヶ所再処理工場では、二〇一五年八月二日、敷地内が三つの落雷に襲われ、同工場の主要建屋において多数の計測機器が故障した事故があった。他方、二〇一六年十二月には、日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）の副社長が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）へ濃縮ウラン施設に関わる虚偽の報告を行ったことが国の保安検査で発覚したと報道されている。これらを踏まえ、私は二〇一七年一月、市民団体と関係省庁担当者との意見交換会を行った。その際の省庁側の回答を踏まえ、六ヶ所再処理工場におけるシビアアクシデント防止の対応について以下、質問する。

政府答弁書の問題点（まとめ）

- 1) 約3000トン貯蔵されている使用済み核燃料を移送させなければいけない事態（冷却喪失、火砕流等）に陥ったときの移送先が考えられていない。国民の安全と世界の汚染防止を軽視している。
- 2) 原燃は高レベル廃液に含まれるセシウム137の放射エネルギー（520PBq）のみを把握している。貯蔵されている使用済み核燃料と高レベル廃液に含まれるセシウム137とストロンチウム90の放射エネルギーは把握していないとの答弁。知らないはずはない、なぜ国民の安全に係る基本的情報を公開しようとししないのか。
- 3) 複数の新聞報道「再処理施設内にある放射性物質の量が原発より少なく、事故を起こしても周囲への影響が少ないとみられることから、従来通りでよいと判断した」審議委員会ではこのような議論はされていないとのこと。国民に誤った情報を発信したまま“再処理安全神話”を刷り込もうとしている。重大事故の基。
- 4) シビアアクシデント時のシミュレーションをせずUPZ緊急時防護措置区域を5km（原発は30km）と決めた。貯蔵する放射性核種と放射エネルギーを明らかにせず日本原燃の言いなりの過小評価だ。



5) 放射能の大量放出を防ぐ“深層防護対策”を事業者へ求めず、工場の操業を許可しようとしている。これは、再処理推進を第一に国民の安全と国土汚染を二の次にした本末転倒シビアアクシデントへの道だ。

6) 質問七～十一はシビアアクシデントに関する具体的な質問であり“答えたくない質問、答えられない質問”であり「審査中につき答えられない」とし逃げている。これから提出される最終の補正申請書とその審査に注目しよう。

以下は 質問・答弁とそのコメント

質問 一 二〇一六年十一月末現在、六ヶ所再処理工場内の三千トンの燃料貯蔵プールは使用済み核燃料二千九百六十八トン（貯蔵率九十八・九％）で埋まっている。一方、返還ガラス固化体貯蔵建屋において、腐食検査のため固化体を移送させつつ作業を行っている。シビアアクシデント等の発生防止のため燃料貯蔵プールから使用済み核燃料の移送が必要になったときの対応に関する市民団体からの質問に対し、二〇一六年七月、原燃は「移送プールや受入プールでまだ保管余裕がある」と具体的な収納可能体数は示さず回答している。福島第一原発四号機では、事故後、約千五百体の核燃料を別プールに移送させることができた。非常時における燃料貯蔵プールからの使用済み核燃料の移送について、厳密にどこのプールに何体収納できるのかを確認しているのか。確認しているのならば、どこのプールにどれだけ収納可能か示されたい。

答弁 一について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び同法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準（以下「新規制基準」という。）においては、再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）には、使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却するために必要な設備を設けること等を求めているが、新規制基準に係る適合性審査においては、お尋ねの「非常時における燃料貯蔵プールからの使用済み核燃料の移送について、厳密にどこのプールに何体収納できるのか」について示すことは必ずしも求めておらず、政府として把握しているものではない。

【コメント】「プールに貯蔵されている使用済み燃料の非常時における移送先は、新規制基準において求められておらず政府として把握していない」との回答であった。六ヶ所再処理工場には福島第一原発4号機の約10倍のセシウム137を含む使用済み燃料がある。福一原発4号機の燃料プールが地震で損壊し対応不能となった際には「170km 圏内の住民は強制避難、250 km圏内の住民は自主避難」（チェルノブイリ事故適用基準）の方針だったことを当時の菅直人総理が明らかにしている、このことから六ヶ所再処理工場に貯蔵されている使用済み燃料の危険性のすさまじさが想定できる。冷却ができなくなると13日で沸騰が始まり、80日後に燃料が空气中に露出しメルトダウンが始まり、揮発性の放射性セシウムやヨウ素131の大量放出が始まる。非常時の対応ができるように移送先を確保しておく必要がある。できなければ乾式貯蔵にするなど対策を立てなければならないはずだ。新規制基準が人々の安全を真に考えているのならば対応を求めるべきだ、求めていることは想定外に備えていない杜撰な基準と言わざるを得ない。使用済み燃料を移送させなければいけない事態に陥ったとき、移送先が考えられていないことがわかった。国民の安全を二の次にした、杜撰で無責任極まりない事業所そして規制行政だ。

質問 二 現在六ヶ所再処理工場内に保管されている放射性物質は、プールに貯蔵されている使用済み燃料約三千トン、高レベル廃液約二百三十立方メートル、製造ガラス固化体三百四十六本、抽出ウラン、抽出プルトニウム、放射性廃棄物等がある。他にイギリス及びフランスからの返還ガラス固化体千八百三十本が保管されている。このうち、使用済み燃料、高レベル廃液に含まれるセシウム137とストロンチウム90の放射能総量は各々幾らか、それは福島原発事故により大気に放出された放射能の量の何倍に相当するのか示されたい。

答弁 二について

日本原燃株式会社からは、同社の再処理事業所に設置されている再処理施設（以下「六ヶ所再処理施設」という。）における高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）に含まれているセシウム百三十七の放射エネルギーの推定値は、平成二十七年三月四日時点において約五百二十ペタベクレルであったと聞いているが、高レベル廃液に含まれているストロンチウム九十並びに使用済み燃料に含まれているストロンチウム九十及びセシウム百三十七の放射エネルギーは、把握していないと聞いている。

また、「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書―東京電力福島原子力発電所の事故について―」（平成二十三年六月七日原子力災害対策本部決定）においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により大気中に放出された放射性物質の放射エネルギーが最も多いとされる事故発生後約四日間に係る解析の結果等を取りまとめており、その中において、同発電所の第一号機から第三号機までの各号機から放出されたセシウム百三十七の放射エネルギーの合計を一万五千テラベクレルと推定している。しかしながら、これらの推定の前提や方法は大きく異なるものであり、お尋ねについて単純に比較することは合理的でないと考えている。

【コメント】貯蔵されている使用済み核燃料と高レベル廃液に含まれるセシウム137とストロンチウム90の放射エネルギーは廃棄物を管理するための最も基本となるソースターム*である。日本原燃は高レベル廃液に含まれるセシウム137の放射エネルギー(520PBq)のみを把握しているだけだと聞いているとする国の答弁であった。人々の安全について最も重要な放射エネルギーを把握していないことはありえない。原燃の情報非公開をそのまま容認する監督官庁もおかしい。新規規制基準の重大事故対策の審議において、危険度の尺度となる工場が貯蔵する放射エネルギーを踏まえずに検討してきたことになる。東海再処理工場ではストロンチウム90について放射エネルギーを公開しているにもかかわらず、なぜ六ヶ所工場は公開できないのか。そして規制行政は住民を守るための重要な値をなぜ求めないのか、事業所の情報非公開を容認する姿勢であり抗議しなければいけない。これは次の質問とも関連している。

*ソースタームは一般に、環境汚染のおそれのある物質を取り扱う施設で事故・故障等が発生した場合に、施設外部に放出される可能性のある汚染物質の種類、量、物理的・化学的形態を総称していう。施設内での事故・故障等が外部環境、特に住民の生命や健康に与えるリスクを的確に評価するうえで不可欠の情報である。（ATOMICA）

質問 三 二〇一六年十一月二十五日の規制委員会の原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合において、規制委員会は、六ヶ所再処理工場の原子力災害対策重点区域の範囲の目安について、PAZ（予防的防護措置準備区域）は「なし」、UPZ（緊急時防護措置準備区域）は従来通り「5 km」とする原燃案を了

承したと報道されている。報道では「再処理施設内にある放射性物質の量が原発より少なく、事故を起こしても周囲への影響が少ないとみられることから、従来通りでよいと判断した」とあった（二〇一六年十一月二十五日河北新報・毎日新聞、十二月二十八日福島民友、二〇一七年一月三十日毎日新聞）。しかし市民団体の計算では、六ヶ所再処理工場が貯蔵する高レベル廃液の中には福島第一原発事故炉三基から大気へ放出された量の約三十五倍のセシウム137が、使用済み燃料の中には同約六百倍のセシウム137が含まれているとのことだが、「再処理施設内にある放射性物質の量が原発より少な」とする根拠を示されたい。この報道が誤報ならば、抗議したのか、抗議しなかったならばなぜ抗議しなかったのか。

答弁 三について

御指摘の「二〇一六年十一月二十五日河北新報・毎日新聞、十二月二十八日福島民友、二〇一七年一月三十日毎日新聞」の報道が具体的にどの報道を指すのか必ずしも明らかではないが、平成二十八年十一月二十六日に河北新報に掲載された記事、同日に毎日新聞に掲載された記事及び同年十二月二十九日に福島民友に掲載された記事の内容については、同年十一月二十五日に開催された原子力災害事前対策等に関する検討チーム及び同年十二月二十八日に開催された原子力規制委員会において、六ヶ所再処理施設に係る原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲について当該六ヶ所再処理施設からおおむね五キロメートルを目安とすることについて議論したことは事実であるが、これらの記事にはこのような事実にあたる部分のほか、報道した者の見解にあたる部分も含まれていると考えられることから、政府として、これらの記事についてコメントすることは差し控えたい。なお、これらの記事に対する抗議は行っていない。

【コメント】再処理工場のUPZを5km（原発は30km）とすることについて、河北新報、毎日新聞、福島民友の3つの新聞は「再処理施設内にある放射性物質の量が原発より少なく、事故を起こしても周囲への影響が少ないとみられることから、従来通りでよいと判断した」と伝えた。今年1月27日に参議院議員会館で行われた「六ヶ所・東海再処理工場に係わり新規規制基準適合性審査の強化等についての意見交換会」で原子力規制委員会の担当官は「報道のような議論は行われていない」と否定した。今回の答弁も意見交換会の回答と同じであった。「報道した物の見解にあたる部分も含まれていると考えられる」とし「これらの記事についてコメントは差し控えたい、抗議は行っていない」との回答であった。複数のメディアが同じ内容を伝えるということは記者達が会議後インタビューした会議責任者がこのような発言をしたからではないかと思われる。議事録をざっと見たが放射性物質の量について原発と再処理と比べた内容はなかったようだ。国民が“再処理工場は原発よりも危険性が少ない”と思わせるこのような報道は問題である。国は事実と異なる報道に対しニュースソースを明らかにし、報道機関へ明確に抗議するべきではないか。対応しないことは都合の良い報道だからではないか。原発の数十倍も放射性物質を保有する再処理工場のほうがUPZを1/6の短距離にされた理由について、次の問で尋ねている。

質問四 一九七六年八月、ドイツ政府は再処理工場の重大事故で国民の半数である三千万人が死亡するというシミュレーション結果を得ている。一九五七年にマヤーク核兵器用再処理施設で高レベル廃液貯蔵タンクが大爆発を起こした事故では、内容物の約九割が同施設とその周辺へと放出され、約一割に当たる二百万キュリーが三百キロメートル先までの大地を汚染した。その汚染分布地図にはストロンチウム90の汚染濃度が示され、同施設から三百キロメートル先の土壤汚染濃度は三千七百ベクレル毎平方メートルと示されてい

る。二〇〇九年、ノルウェー政府はイギリスのセラフィールド再処理工場事故のシミュレーションを行っている。高木仁三郎氏は東海村再処理施設及び六ヶ所再処理工場における大事故のシミュレーションを行い公表している。いずれも数百キロメートルに及ぶ高濃度汚染が示されている。このように再処理工場の事故による放射能汚染等のシミュレーションの例があるにも拘わらず、そのようなシミュレーションを参照せずに原燃が設定したUPZを半径五キロメートルとすることを規制委員会が認める根拠は何か。

再処理工場の事故による放射能汚染等のシミュレーションを参照しない姿勢は現実起きた福島原発事故やマヤーク核兵器用再処理施設での事故の教訓を全く無視するとともに、再処理工場の事故を過小評価し原発よりも狭い範囲の現実離れをしたUPZの設定で済ませようとするものであり、このような「再処理安全神話」を作ることは、その緊張感の緩みによりいつの日かまた大事故を発生させることになるのではないか。国や原燃は再処理工場におけるシビアアクシデントのシミュレーションを行っているのであれば、その結果を示されたい。また、再処理工場のUPZを原発のUPZの六分の一である半径五キロメートルとした理由を示されたい。

答弁 四について

御指摘の「シビアアクシデントのシミュレーション」の意味するところが必ずしも明らかではないが、再処理施設に係る重点区域の範囲の目安を検討するに当たり、事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散のシミュレーションを実施してはしないものの、原子力災害対策指針（平成二十四年十月三十一日原子力規制委員会決定）において、重点区域については、「各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする」とされており、六ヶ所再処理施設に係る重点区域の範囲の目安については、再処理施設の特性を踏まえ、「日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設から概ね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする」とされているところである。

【コメント】「事故が発生した場合の放射性物質の大気拡散のシミュレーションを実施していない」ことがはっきりした。再処理工場の重点区域UPZ（緊急時防護措置準備区域）を5kmとした根拠について、「原子力災害防災指針」により再処理施設の特性を踏まえこのように決めたとする答弁であった。シビアアクシデント時のシミュレーションをせず、再処理工場に保管貯蔵する放射性核種の放射エネルギーも明らかにせず日本原燃の言いなりにこのような安易なUPZを決めている。質問に具体的に答えておらず、これでは科学的な根拠がないまま「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」が容認し、原子力規制委員会が認めたことになる。議事録を見ると、高レベル放射性廃液の蒸発乾固にはふれているが、乾固し析出した硝酸塩による爆発（マヤークの事故）や、水素爆発の濃度が4%から8%に引き上げたことによる爆発到達時間、小規模な爆発事故が連鎖して行く過程等について討議がなされていないのはなぜか。また英国セラフィールド再処理工場では6km、仏国ラ・アグ再処理工場では5kmであるところを参考にしているようだが、我が国は福島第一原発事故の教訓からわかるように世界有数の地震大国であることが踏まえられていない。再処理工場で大事故が起きないという暗黙の了解のような「再処理安全神話」のもと原燃のペースに合わせて原燃案が了承されている。絶対に大事故を防ぐとする緊張感の緩みが見受けられる。このまま本格稼働した場合にはシビアアクシデントが起こる可能性があり、憂慮される。

質問五 私が提出した質問主意書（第百八十九回国会質問第五四号）で再処理工場における最悪事態を未然に防ぐ最後の手段（深層防護）として欧州等の原発で構築されているコアキャッチャーを例に「様々な手段を講じても高レベル放射性廃液の沸騰や爆発を止める見込みがなくなった場合、被害を最小限にするための最後の手段としての方策はあるのか」と質問したところ、工場内各施設で冷却施設の故障による爆発や電源施設の火災などが同時多発した場合の対応については「重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することを求めている」との答弁であった。

政府のこの答弁はあくまでも「設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故」への対応についての答弁であり、深層防護の有無を問うた私の質問に答えていない。「設計基準事故の想定を超える条件で発生し、その判断基準を超えて大きい影響をもたらす事故」であるシビアアクシデントを防ぐ深層防護について、核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査（以下「新規制基準審査」という。）において検討し指導したのか、示されたい。

質問六 大地震や落雷等が発生すると、電源喪失や重要施設のパイプ破断による液漏れ・溢水等が工場内各施設で同時に多発し、シビアアクシデントに進展する懸念がある。漏洩液等による火災、臨界、水素爆発、蒸発乾固等、高放射線下でこれらが同時多発する事故に人的・技術的に対応できるのか。高レベル廃液が蒸発し始め、百五十メートルの主排気筒等への送風機が止まる、通路が寸断される等、手の施しようがなくなった場合でもなお深層防護が考えられているのか、示されたい。

答弁 五及び六について

御指摘の「深層防護」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十七年三月十日内閣参質一八九第五四号）一の6及び7についてでお答えしたとおり、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）においては、重大事故が発生した場合における再処理施設を設置する工場又は事業所外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けることを求めており、また、同規則においては、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認するに当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することを求めている。

【コメント】先の答弁書（平成二十七年三月十日内閣参質一八九第五四号）一の6及び7は設計基準を超える重大事故についての答弁であった。しかし、重大事故においてさまざまな手段を講じても高レベル廃液の蒸発乾固後、析出硝酸塩の爆発（マヤーク事故）を止める見込みがなくなった場合等の最後の手段を問うている。また硝酸塩大爆発に至る前の火災、臨界、水素小爆発、廃液の沸騰・蒸発が大地震や落雷など外的事象により工場内で同時多発し、主排気筒送風機等が止まる・道路寸断など手の施しようがなくなった場合に人的・技術的に対応できるのか問うた。このような場合の深層防護については今回も回答がなかった。その内臓放射線エネルギーがあまりに膨大である複雑な化学工場であり、一旦過酷事故になると北半球一帯に大きな放射線汚染をもたらすことが想定されるため繰り返して深層防護を訴えてきた。深層防護を想定し対策を講せず、工場の操業を許可しようとしている。これは、国民の安全確保と国土・世界汚染を二の次にした本末転倒、この国を滅ぼすことになりかねない。大多数の国民はこの工場の本当の危険性を理解していない。

質問七 原燃が二〇一六年六月十五日の「核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」（以下「審査会合」という。）に提出した資料5（1）によれば、一旦電源喪失や冷却系・掃気系のパイプが破断する事態になれば、約七時間で機器内の水素濃度が八％に達して水素爆発の可能性がある、十五時間程度で廃液の沸騰が始まり、蒸発乾固そして硝酸塩爆発の重大事故が予想されている。原燃は市民団体に対して、そのような事態が生じた場合には十六時間ほどで対応できると回答しているが、それでは当該重大事故の発生を防止することはできないことは同資料から明らかであると考えるが、政府の見解を示されたい。

質問八 審査会合ではその後、放射線分解水素発生掃気系に空気貯槽を設置することで水素爆発濃度到達時間を引き延ばすことができるとし、蒸発乾固対策が優先されるようになった。しかし日本原子力学会報告書によると「水素が爆発下限濃度（4 v o l %）以上に蓄積し、さらに着火源の存在を想定すると、水素爆発が発生する可能性がある」と指摘され、原燃の主張する八％という数値については想定されていないが、新規制基準審査において水素爆発の条件が都合よく解釈され、それが認められている疑念がある。新規制基準審査においては、水素爆発下限濃度について、前記七の原燃の資料にある八％ではなく、安全側に立ち、日本原子力学会報告書が指摘する従来通りの四％に到達する時間を制限時間として対策を立てていくべきではないか。

質問九 八甲田山の山体膨張が観察されているとの報告がある。現在六ヶ所再処理工場が所在する場所まで火砕流が到達したことが過去に二度あると聞いているが、仮に十和田火山群の爆発により火砕流が発生し、六ヶ所再処理工場に到達した場合、高レベル廃液やプールに貯蔵している使用済み核燃料をどう火砕流から守るのか、具体的にお示し願いたい。

質問十 一九六八年の十勝沖地震では、むつ市役所や三沢商業高校が倒壊し、世界最大加速度四千二十二ガルを示した二〇〇八年六月の岩手・宮城内陸地震では、震源地周辺は大規模な地滑りにより道路が大きく崩れ跡形もなくなった。このように、予知できない規模の地震が各地で発生している。六ヶ所再処理工場の直下でこのような規模の地震が起きないと断言できるのか。原燃が二〇一六年十二月二十六日の審査会合へ提出した資料1-1では、「大陸棚外縁断層は、第四紀後期更新世以降の活動はない」とするとともに、基準地震動を六百ガルから七百ガルに見直したとしている。この原燃の評価は、前記の現実に起こった地震と比べ、あまりに過小評価ではないか。地震科学の限界も踏まえ謙虚に評価しなければいけないのではないか。六ヶ所再処理工場の危険性に鑑み、地すべりの発生も含め、過去最大規模の地震以上の基準地震動等を想定した上で評価すべきではないか。政府の見解を示されたい。

質問十一 六ヶ所再処理工場の北西一から四キロメートルの場所に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のむつ小川原国家石油備蓄基地があり、五十一基のタンクに現在約四百九十万キロリットルの原油が蓄えられているという。同基地で外的事象などにより火災が発生した場合、六ヶ所再処理工場の電力引き込み線等への影響はないのか、影響がある場合には何らかの対策を立てているのか示されたい。

右質問する。

答弁 七から十一までについて

お尋ねについては、原子力規制委員会において、現在、新規制基準に係る適合性審査を行っていることから、現時点でお答えすることは差し控えたい。

【コメント】質問七から十一まで一括し「現在新規制基準に係る適合性審査を行っていることから、答えは差し控えたい」とのことだ。しかし、審査は3月24日の第194回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合で原燃からの説明と質疑は終了している。2014年1月7日原燃から提出された再処理事業変更許可申請書について同月17日第1回審査会合が開始され以来3年3ヶ月かかりようやく一通りの説明が終了した。後は最終的な補正申請書が提出され、問題がなければ原子力規制委員会の審査、パブコメを経て再処理事業が竣工の運びとなる。この質問主意書は4月17日に提出したものであり「現在、新規制基準に係る適合性審査を行っている」といった段階は過ぎているはずだ。要は、国は原燃の重大事故対応について説明を了承し理解している、内容が大きく変わることはありえない。過去の質問主意書では審査中の内容の間であったにもかかわらず全てに答えているが、今回この5つの質問に限ってこのようなとってつけた理由で答えないのは整合性に欠ける。このような問に答えられない工場ならば悲惨なシビアアクシデントへの道の始まりであり、工場の操業は認められない。最後の申請書審査でこの点を求め明らかにするのならば良いのだが・・・。

* 答えられないとされた五つの質問を要約すると以下

質問七：水素の爆発濃度8%到達時間が原燃の対応時間より短時間になっていること。

質問八：水素の爆発濃度は原子力学会では4%で想定しているが、原燃は8%とし爆発到達時間を長くして対策を立てていること。

質問九：十和田火山群の爆発により火砕流が再処理工場に到達した場合高レベル廃液や使用済み燃料をどのように守るのか。

質問十：岩手県の内陸地震で4022ガルを計測している六ヶ所再処理工場の基準地震動を700ガルとして済ませてよいのか。

質問十一：工場の隣に位置するむつ小川原国家石油備蓄基地で火災が発生した場合、工場の電力引き込み線等への影響と対策は。